

令和7年度荒川区立教育センタースクールソーシャルワーカー「福祉専門相談員」
(会計年度任用職員) 募集要項

- 1 対象 令和7年10月31日現在、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を取得している方
※地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人(別表参照)は受験できません。
- 2 勤務内容 (1)いじめ、不登校、虐待等の課題を抱える児童・生徒及びその保護者に対する支援
(2)校内の支援体制の構築に対する支援
(3)関係機関とのネットワークの構築、連携及び連絡調整
(4)その他教育センター所長が必要と認める業務
- 3 勤務場所 荒川区立小中学校
(1)小学校配置の場合は、拠点校に配置し、近隣の区立小学校へ巡回していただきます。
(2)中学校配置の場合は、原則配置校での勤務となります。
※週1回程度、教育センターに参集し、職員間での情報共有等を行います。
※配置先は、希望とは異なる場合がございます。予めご了承ください。
- 4 任用期間 令和7年11月1日から令和8年3月31日まで
※勤務成績が良好な場合、原則65歳未満の場合に限り公募によらない再度任用有り
※採用から1か月以上を経過し、かつ15日以上の勤務日数に到達するまで条件付き採用となります。
- 5 勤務時間 1日7時間45分(週4日、週31時間勤務)
※勤務時間帯は、各配置校により異なります。
※原則、毎週水曜日(祝日、年末年始を除く)は勤務日となります。
- 6 報酬等 月額259,968円(予定)(地域手当相当の報酬を含む)
※上記金額には、所得税・社会保険料等を含みます。
※上記のほか、期末・勤勉手当及び通勤交通費(一定の条件有・限度額有り)を別途支給します。
※上記金額は採用までの給与改定等により変更する場合があります。
- 7 福利厚生 年次有給休暇、慶弔休暇及び妊娠出産休暇等
社会保険(共済組合(短期)、厚生年金、雇用保険等)加入(条件を満たした場合のみ)
- 8 採用人数 若干名
- 9 募集期間 令和7年10月3日(金)
※募集期間を過ぎても定員に達しない場合、定員に達するまで募集を継続します。
- 10 選考 小論文及び面接(面接の日程は決まり次第ご連絡いたします。)

- 11 結果通知 別途、通知文を郵送し、お知らせします。
※ 可否に関わらず受験者全員に郵送します。
- 12 応募書類 (1) 会計年度任用職員申込書（写真貼付）
(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の登録証の写し
(3) 小論文（1000字程度）
テーマ「スクールソーシャルワーカーとして活動するにあたり大切だと考えること」
※ 手書きの場合は、A4判横書き400字詰原稿用紙を用いてください。
※ パソコンの場合は、A4判用紙に縦置きで、明朝体12ポイント、40字×30行、
余白上下左右とも20ミリで設定してください。
※ いずれの場合も、小論文のテーマ、応募者の氏名、本文の順でお書きください。
- 13 申込方法 応募書類を、募集期間内の平日午前8時30分から午後5時15分までに、荒川区立教育センターへ持参又は郵送してください。
郵送の場合は、封筒表面に「福祉専門相談員採用選考書類在中」と朱書きし、募集期間内に簡易書留で必着（期間内到着分のみ受付）するようお送りください。
なお、簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。
※ 申込書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。
- 14 問合せ・郵送先 荒川区立教育センター 教育相談係 宛
〒116-0002 荒川区荒川三丁目49番1号
電話03（3802）5720

別表

－地方公務員法第16条（欠格条項）－

次の各号のいずれかに該当する者は、職員となることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公正取引委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）を含む。